

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西尾市長

市町村名 (市町村コード)	西尾市 (213)
地域名 (地域内農業集落)	米中地区 (米中集落：米津町、南中根町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月9日 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・矢作川に近く地下水が湧く場所が多く、転作などに不向きな場所がある。
- ・市外の担い手が貸借している農地も多く、今後の地域計画に関して、理解して頂く必要がある。
- ・地域や市外の転用により、雨水の流入により営農しにくい場所がある。
- ・圃場整備が実施されており、圃場状況が改善されると思うが、県道が通ることから、転用への不安がある。→将来が不透明で営農計画が立てられず、土壌改良や施設整備に積極的になれない

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水田については、引き続きブロックローテーション方式による農地利用を図り、担い手や地域で協力し、水稻、麦、大豆、飼料用米の大規模かつ効率的な作業を目指す。
- ・地域内の畑については、集積・集約を図りながら、担い手の育成を模索する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	144.7 ha
①うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	131.0 ha
ア. うち田の面積	109.2 ha
イ. うち畑の面積	21.8 ha
②うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

- ・農業振興地域内の農用地区域内の農地を基本の区域とする。
- ・保全・管理等が行われる区域については、地域での慎重な協議を積み重ね、必要な場合にに応じて適切に設定する。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心とした担い手への農地の集積・集約を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域内で農業をリタイア・経営を転換する人は、原則として農地中間管理機構に農地を貸し付け、担い手の経営意向を考慮し、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
担い手や農地所有者のニーズがあれば、農地中間管理機構関連整備事業等を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備の計画を進める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
西三河農協が主催している農業関係のスクール等と連携し、地域内外から新規就農予定者を募集し、栽培技術の取得支援や生産農地のあっせん等を行い、定着までの取り組みを進める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ①カラスやアライグマなどの中小有害獣の対策を行う ②地域にあった土づくりを進める ③効率化、省力化のためスマート農業の導入を進める。 ④生産物の輸出について検討実施する。 ⑦地域の多面的団体とともに保全管理を行っていく				